

番 号

令和 7年 4月 1日

契約結果調書

件 名	瀬戸市休日保育事業業務委託（東保育園）		
契 約 日	令和 7年 4月 1日		
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日 まで (365日間)		
履 行 場 所	東保育園（瀬戸市春雨町4番地）		
予 定 価 格	事後公表 3,850,000 円 (見積書比較価格 3,850,000 円)		
契 約 金 額	3,850,000 円 (うち取引に係る消費税等 非課税)		
受 注 者	20024307-0 株式会社トットメイト 愛知県名古屋市東区泉1-21-27泉ファーストスクエア5F		
契約の相手方とした理由	瀬戸市休日保育事業実施要綱別表により定められており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。 保育は、保護者及びその児童と保育する者との信頼関係の構築とその継続が重要であり、競争入札には適しないものである。今回契約を締結する事業者は平成24年度から休日保育事業を開始するにあたりプロポーザルで選定した事業者であり、令和6年度まで継続して休日保育事業を委託しており、保育の継続性の観点から令和7年度も引き続き同事業者に休日保育事業を委託するもの。		
契 約 区 分	総価契約（単年総価契約）	分類業務区分	その他委託
契 約 方 法	随意契約2号該当（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）		
業 種	その他の業務委託等		
担 当 課	保育課		
契 約 内 容	別紙のとおり		
備 考			

当 初 受 付 番 号 7-000120

契 約 番 号 7-080002-0

瀬戸市休日保育事業 業務委託共通仕様書

本事業の実施に当たっては、瀬戸市休日保育事業実施規則（平成24年瀬戸市規則第21号）及び瀬戸市休日保育事業実施要綱に定めるもののほか、以下に定めるものに基づいて業務を遂行することとする。

1 対象児童について

3歳以上児における、障がい児保育枠の児童も原則対象とすること。

2 休園日について

瀬戸市に暴風警報、特別警報及び南海トラフ地震臨時情報が発令された日は、平日の保育の基準に準じた対応とすること。

3 利用の申込受付開始日、利用の申込提出期限、及び利用決定の辞退の提出期限 「令和7年度 休日保育利用申込等受付日一覧」のとおりとする。

4 職員配置について

(1) 保育士

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、担当保育士を配置すること。また保育士の数は、全時間帯を通じて2名を下回らないこと。

(2) 調理員

自園調理のための職員（業務委託可。）を配置すること。

5 運営の基準

(1) 保育内容

保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）を遵守し、平日の保育と同様、児童の状況に合わせた質の高い保育を実施すること。

(2) 給食・おやつ等

① 給食は完全給食（主食及び副食）とし、おやつに関して3歳未満児は午前及び午後の2回、3歳以上児は午後1回を提供すること。

② 自園調理とすること。（業務委託可。）

③ 食育基本法（平成17年法律第63号）の理念を尊重し、児童の発達状況に配慮した献立とすること。

④ 衛生管理、検食等その他の具体的な実施方法は、平日の保育に準じて行うこと。

(3) 事故防止・安全対策

- ① 平常時の園内での事故防止はもとより、緊急時対策、防犯・防災対策を徹底し、児童の安全確保及び保護に努めること。
- ② 本事業実施にあたり、各種賠償責任保険のほか、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付に準じた傷害保険に加入すること。
- ③ 児童の急病や事故に際しては、平日の保育と同様、速やかに適切な対応ができるようあらかじめ必要な対策を講じること。

特に、日頃通所している児童以外を多く預かるなどを意識し、児童の保護者や日頃児童が通所している保育園との連絡を密にするなど、より慎重な対応を心掛けること。

(4) 個人情報保護

個人情報等の管理については、瀬戸市個人情報保護法施行条例（令和4年瀬戸市条例第28号）を遵守し、個人情報保護に関する規程を定め、本事業に従事する職員に周知徹底すること。

(5) その他

- ① 公平な運営を行うこととし、特定の者に対して有利又は不利となる運営をしないこと。
- ② 本事業周知のため、利用方法や保育園の場所、保育内容、給食、持ち物、緊急時の対応方法等がわかる案内文を作成すること。
- ③ その他、本事業実施のために必要な物品等を備えること。

6 費用について

(1) 委託料について

- ① 市は、委託契約に基づいて委託料を支払うものとする。
- ② 委託料の精算方法は、次のとおりとする。

ア 人件費

契約金額を委託料として全額支払う。

イ その他の経費

利用の申込提出期限までに利用の申出がなく、又は利用決定の辞退の提出期限までに利用辞退の届出があった結果、休日保育事業を実施しない日があった場合、1日あたり9,000円を契約金額から減額した額を委託料として支払う。

(2) 経理について

本事業実施にかかる収入及び支出については、独立の会計を設け、他の会計と区別すること。

(3) その他

本事業実施に関し、市の請求に応じ隨時事業の執行状況を報告すること。

7 特記事項

受託者は、本業務委託仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及びその範囲若しくはその処理について疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定すること。